

宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」

指定管理者選定委員会選定要領

第1 趣旨

この要領は、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号、以下「指定手続等に関する条例」という。）第12条の規定により設置する宇陀市公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）について、宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」の指定管理者の候補者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 総則

（1）選定対象施設

宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」

（2）選定委員会の委員

宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則第4条に規定する選定委員会の組織は、別表のとおりとする。また、委員長及び委員については、市長がその都度任命する。

なお、委員報酬等については、宇陀市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年宇陀市条例第44号）第2条及び第5条の規定による。

（3）選定の基準

選定及び審査の基準は、指定手続等に関する条例第4条の規定に基づき、次のとおりとする。

- ア. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- イ. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ウ. 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- エ. 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- オ. その他市長が別に定める事項

第3 審査及び選定

（1）指定管理者の候補者の選定

選定委員会は、指定手続等に関する条例第2条の規定による公募に応じて、指定手続等に関する条例第3条の規定による申請をした団体のうちから、審査の結果、申請内容が最も優れていると認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

（2）審査及び選定の方法

ア. 通則

選定は、申請団体の名称を明らかにした上で、当該団体から提出された申請書、事業計画書その他の書類（以下「提出書類」という。）による第1次審査及び当該団体による面接審査を踏まえた第2次審査の2段階審査を経て行うものとする。

イ. 第1次審査（書類審査）

すべての申請団体について、提出書類をもとに形式及び内容の審査を行い、第1次審査通過団体として、選定委員会の審査の結果、団体を選定する。

ウ. 第2次審査（面接審査）

第1次通過団体について、各15分以内で提出書類の内容に関するプレゼンテーションを受け、引き続き10分程度の質疑応答を行う。この場合の順序は、申請受付順によることとする。すべてのプレゼンテーション及び質疑応答が終了した後に審査を行い、指定管理者の候補者として1団体を選定する。

エ. 審査基準

審査基準については選定委員会において決定し、各項目について5段階評価により1点から5点までの点数を付すことにより審査及び採点を行う。

オ. 審査及び選定の手続き

第1次審査及び第2次審査ともに、審査基準に基づき、申請団体ごとに審査及び採点を行う。

① 第1次審査においては、審査基準の項目ごとに審査し、委員の合議により第1次審査通過団体として選定する。

② 第2次審査においては、各委員が個別の採点を行った後、審査基準の項目ごとに集計した点数を委員数で除して得た数値（小数点以下第2位を四捨五入する。以下「評点」という。）を算出し、その合計の最も高い団体を指定管理者の候補者として選定する。

ただし、評点の合計が過半数（51点）に満たない場合又は評点の小計のいずれかが満点の10分の3に満たない場合は、失格とする。

③ 第2次審査において、評点の最も高い団体が2以上あるときは、委員の合議により、申請内容の総合評価を行い、最も優れていると認めるものを指定管理者の候補者として選定する。

④ 申請団体が少数の場合は、選定委員会の判断により、第1次審査と第2次審査を合わせてできることとし、この場合の手続きは前記②・③で行うこととする。

第4. 選定結果の報告・公表等

委員長は、選定委員会において審議した内容及び選定結果を市長に報告するものとする。また、選定結果については、すべての申請団体に通知するとともに、市のホームページにおいて、その概要を公表する。ただし、公表することにより、申請団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある事項は、公表しないものとする。

【審査基準】

個別審査項目	採点				
1. 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。 【25点】	小計【 25 点】				
(1) 施設の現状を正しく認識し、運営及び維持管理の両面から今後のあり方について、具体的かつ適切な提案がなされているか。	5	4	3	2	1
(2) 自主事業計画など利用促進の内容は適切か。	5	4	3	2	1
(3) 利用者の平等な利用の確保等は適切か。	5	4	3	2	1
(4) 苦情受付等の体制は整備されているか。	5	4	3	2	1
(5) 顧客層開拓等の配慮がなされているか。	5	4	3	2	1
2. 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。 【20点】	小計【 20 点】				
(1) 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、法令遵守が見込まれるか。	5	4	3	2	1
(2) 地元雇用や市内業者の活用などの配慮がなされているか。	5	4	3	2	1
(3) 公の施設及び指定管理制度について十分理解しているか。	5	4	3	2	1
(4) 宇陀市内で生産される農産物の安定的な供給の見込みはあるか。	5	4	3	2	1
3. 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 【20点】	小計【 20 点】				
(1) 総合的に収支計画が適切で、管理運営の効率化や経費削減が図られる見込みがあるか。	5	4	3	2	1
(2) 利用促進を含む収入増加の方策は適切か。	5	4	3	2	1
(3) 管理運営経費の設定に無理はないか。	5	4	3	2	1
(4) 施設（公衆トイレ・駐車場含む）及び設備の維持管理計画は適正か。	5	4	3	2	1
4. 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。 【25点】	小計【 25 点】				
(1) 法人等の基盤が安定し、経営状況に問題はないか。	5	4	3	2	1
(2) 指定管理業務に係る職員体制（基本方針・人員配置等）は適正か。	5	4	3	2	1
(3) 指定管理者の実績及び類似施設等の管理実績が良好であるなど、必要な管理運営能力が期待できるか。	5	4	3	2	1
(4) 建物や設備など、修繕費用を抑制するための施策はあるか。	5	4	3	2	1
(5) 新しい発想や企画等により、新たな市場の確保を図ることが期待できるか。	5	4	3	2	1
5. その他の市長等が別に定める事項 【10点】	小計【 10 点】				
(1) 公の施設運営に対する熱意や意欲、地域振興に積極的な役割を果たすと期待できるか。	5	4	3	2	1
(2) 農業振興の拠点として、市や地域住民等との連携及び協力により、地域の活性化が期待できるか。	5	4	3	2	1
合計点数		/100点			

※採点判断

5点 → 優 4点 → やや優 3点 → 普通 2点 → やや劣 1点 → 劣

別表

宇陀市農産物直売所「榛原にぎわい市場」に係る指定管理者選定委員会委員

氏名	職種または役職名	備考
藤村睦美	弁護士	委員長
井上俊文	中小企業診断士	
嶋村省志	税理士	
岡本良寛	特定社会保険労務士	
吉本健	南都銀行榛原支店支店長	
鴻池昭英	宇陀市副市長	

(順不同、敬称略)